

児童福祉審議会の分掌事務

●神奈川県児童福祉審議会規則に基づく事務

神奈川県児童福祉審議会規則（抜粋）

第8条 審議会に次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を分掌する。

部会の名称	分掌する事項
施設里親部会	児童福祉施設（保育所を除く。）の設備及び運営、児童福祉法（以下「法」という。）第59条第1項に規定する施設（法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設を除く。）並びに里親に関する事項
障害福祉部会	障害児及び知的障害者の福祉に関する事項
母子福祉部会	母子家庭等及び寡婦の福祉並びに母子保健に関する事項
社会環境部会	芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦及びそれらの製作者、興行者、販売者等に対する勧告並びに神奈川県青少年保護育成条例（昭和30年神奈川県条例第1号）の施行に関する事項
権利擁護部会	児童についての施設への入所等の措置等及び一時保護並びに児童虐待の防止に関する事項
保育部会	保育所の設置の認可並びに設備及び運営並びに法第59条第1項に規定する施設（法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設に限る。）に関する事項

- 2 部会は、審議会の委員若干人で組織する。
- 3 部会に属すべき委員は、委員長が審議会に諮つて指名する。
- 4 各部会に部会長1人を置く。
- 5 部会長は、当該部会の委員の互選により定める。
- 6 部会長は、部会の会議を主宰し及び会務を掌理する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。
- 8 部会長は、部会で議決した事項について審議会に報告し、前項の規定により部会の議決をもつて審議会の議決とした場合を除き、その承認を得なければならない。
- 9 第6条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と、「出席委員」とあるのは「出席した部会に属する委員」と読み替えるものとする。

●神奈川県青少年保護育成条例に関する事務（条例第50条関係）

(1) 児童福祉審議会の意見を聴かなければならないもの

- ① 有害興行の指定（第9条第1項）、有害図書類の指定（第10条第1項）及び有害がん具類の指定（第15条第1項）の規定により指定しようとするとき、有害図書類及び有害がん具類の自動販売機等への収納禁止規定の違反者へ有害図書類若しくは有害がん具類の除去等の措置命令（第17条第3項）又は有害広告物の内容の変更、撤去その他の必要な措置を命じようとするとき（第20条第1項）。
- ② 団体表示図書類にかかる団体の指定（第13条第1項）、又は指定の解除（第13条第5項）。

- ③ 自動販売機等の撤去等の措置命令（第17条第4項）
- ④ 個室等営業施設の有害指定（第27条第1項）、解除（同第6項）。
- ⑤ 有害役務提供営業に係る違反者への行為の中止その他の措置命令（第27条の6第1項）
- ⑥ 前号命令違反者への営業停止命令（第27条の6第2項）。

ただし、①、⑤について緊急を要する場合を除く。（事後、速やかに審議会に報告する）

(2) 審議会の意見を聴くことができるもの。

この条例の規定により規則を定めようとするとき。